子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰により、影響を受けるひとり親の子育て世帯などの生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。 問子育て支援課☎例209

	ひとり親世帯			その他世帯		
	①令和5年3月分児童 扶養手当受給者	②公的年金給付等受 給者	③食費などの物価高騰の 影響を受けた家計急変者	④令和4年度住民税非課税の子 育て世帯(①~③を除く)	⑤食費などの物価高騰の影響を 受けた家計急変者(④を除く)	
	令和5年3月分の児童 扶養手当を受給して いる方(全額支給停 止者を除く)	公的年金給付などを	響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養 手当を受給している方と	力で市和4年及力の住民税均寺	食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、住民 税均等割が非課税相当の収入と なった方	
給付額	児童1人あたり 50,000 円					
給付方法 および 給付日	行口座などへ5月26 日に振り込み(「給付 金のお知らせ」5月10 日に発送)	育て支援課または市窓口または郵送で子覧	育て支援課へ ↓ されている□座などへ申	申請不要。 児童手当登録銀行口座などへ5 月26日に振り込み(「給付金のお 知らせ」5月10日に発送)		

国民健康保険税の改定

関係法令や県が定めた埼玉県国民健康保険運営方針などを踏まえ、市における令和5年度以降の国民健康保険税を改定しました。 詳しくは、市ホームページをご覧になるか、国保年金課へお問い合わせください。 問国保年金課**②**835

1. 課税限度額の改定

医療給付費分	65万円
後期高齢者支援金等分	20万円
介護納付金分	17万円
合計	102万円

2. 軽減判定所得基準額の改定

世帯主および被保険者などの所得の合計が次の基準以下の場合、軽減の対象となります。

軽減割合	軽減の対象となる所得の基準
7割	43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円
5割	43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+ 29万円 ×被保険者などの数
2割	43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+ 53.5万円 ×被保険者などの数

※一定の給与所得者(給与収入55万円超)および一定の公的年金などの支給(65歳未満:60万円超、65歳以上:110万円超)を受けている方

新型コロナウイルスワクチン接種

	5月8日~8月 (令和5年春開始接種)	9月頃予定 (令和5年秋開始接種)
12歳以上	対象者 初回接種(1・2回目接種)を完了し、次の①~③のいずれかに該当する方 ①65歳以上の高齢者 ②12~64歳で基礎疾患を有する方、その他 重症化リスクが高いと医師が認める方 ③医療従事者および高齢者施設従事者など 接種回数 1人1回 使用ワクチン オミクロン株対応ワクチン 上記以外の12~64歳の方は接種できません。	- 初回接種 (1・2回目接種) を終了した5歳以上の全 ての方が対象 現在、国において検討中
5~11歳	対象者 ④初回接種(1・2回目接種)を完了し、基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方接種回数 1人1回使用ワクチン オミクロン株対応ワクチン対象者 ⑤上記以外の5~11歳の方接種回数 1人1回(オミクロン株対応ワクチンを未接種の場合に限る)使用ワクチン オミクロン株対応ワクチン	

※初回接種(12歳以上、5~11歳、乳幼児)は年間を通して実施 ※令和4年秋開始接種は、5月7日で終了

令和5年春開始接種の予約受付開始!

●接種券

春開始接種には、春開始接種専用の接種券が必要です。

対象者①:接種券の発行手続きは不要。前回接種日に応じて順次発送

対象者②~④:八潮市電子申請・届出サービスまたはコールセンターで発行申請が必要(申請受付後、約2~3週間で順次発送)

対象者⑤:現在お持ちの接種券を引き続き使用可能

● 予約方法 -

12歳以上の方は八潮市専用予約サイトまたはコールセンター、 生後6カ月~11歳の方は接種医療機関に直接予約してください。



(コールセンター)

☎0570-200-814





